

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

国交省 運営協議会のローカルルールについて通達

国土交通省は5月21日、「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について：国自旅第34号」、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について：国自旅第35号」の2つの通達を新たに出しました。

上記の2つの通達は、各運営協議会が地域ごとに設けている対価や運送区域に関するいわゆる上乗せ基準（ローカルルール）について国交省の見解を示す内容となっています。

ローカルルールとは、対価や運行区域といった地域の福祉有償運送の具体的な運用について、各運営協議会がその管轄地域にのみ有効な独自の基準を設けること、またその基準のことを指します。ローカルルールは国交省が定め

る基準よりも厳しい内容であることが多く、そのために活動に過度な制限を加えられていると指摘する福祉有償運送団体の声は少なくありません。

通達は、ローカルルールが移送団体に過度の制限を加えるものではない限りこれを容認するとしています。その合理性を検証することを同時に求めています。また、具体的な項目を挙げ、個々の事例に対する国交省としての見解を示しました。（下図を参照）

補足：運営協議会

おもに市町村を単位に設置され、福祉有償運送の必要性、実施に伴う安全の確保や利用者の利便性等について協議する。福祉有償運送登録を希望する団体は、運営協議会の審査を経る必要がある。

通達中に示された国交省見解

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 運送区域について | ≫ 複数市町村にまたがる広域設定も可能である |
| 旅客の範囲について | ≫ 旅客の範囲について新たな区分の追加は「軽微な事項の変更の届出」である |
| 複数乗車について | ≫ 対象を透析患者と施設送迎に限定するものではない |
| 運送対価について | ≫ 「タクシー料金の2分の1」は対価の目安であり上限ではない |
| 提出書類について | ≫ 既存の書類で確認し得る内容を別書式で再提出させることは不適切である |

通達国自旅第35号より

※ 国自旅第34号ならびに35号を資料として添付しましたので、くわしくはそちらをご参照下さい。

各地のトピックス

腎友会の活動成果 通院交通費助成拡大へ（岐阜県ほか）

腎友会の活動が実り、岐阜県などで通院交通費の助成が拡大しました。

美濃加茂市を中心に周辺7町村からなる岐阜県加茂地区では、過去10年間、通院交通費の助成を地域腎友会が粘り強く訴えてきました。その結果、今年4月から同地区の美濃加茂市、七宗町、川辺町で交通費助成制度が新設されることになりました。新潟市では4月より、福祉タクシー券24枚、ガソリン代助成12,960円を透析患者にのみ追加の助成を行うことを決め、山梨県では県単独のガソリン代補助事業（山梨県心身障害者自動車燃料費助成金）が1月から開始しました。

財政難を理由に交通費助成の削減を図る自治体が現れるなか、一方では岐阜県加茂地区のように地道な地域腎友会活動が実を結んでいます。これは、今こそ地域腎友会の活動が重要であるということではないでしょうか。

事務局より 通院送迎での新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザは感染者の咳・くしゃみ等の飛沫とともに空気中に放出されたウイルスを吸い込んだり、ウイルスの付着したドアノブやつり革などを触れた手で目、鼻、口に触れるなどして感染します。各送迎団体とも、なお一層予防につとめながら送迎活動を行って下さい。

■運転ボランティアさんについて
送迎が終わったら（帰宅したら）手洗い、うがいをしっかり行うこと、また送迎中はなるべくマスクを着用してもらうようお願いをして下さい。

■利用者さんについて
咳やくしゃみがでる利用者の方には送迎時にマスクを着用するようお願いをして下さい。

■送迎団体事務局の皆さんについて
利用者の方の体調チェックとあわせて自身の体調にも気をつけて下さい。

ニュース・ファイル

・厚労省 要介護認定方法の見直しにともない経過措置を指示

4月から実施された要介護認定の新基準によって要介護度が従来より軽度に変更になる人について、厚労省は本人が希望すれば以前の要介護度のまま同じサービスを受けられる経過措置を設けました。4月1日以前にすでに要介護認定を受けていた人で、新基準実施以降に更新をむかえる人等が対象となり得ます。

・国交省福祉輸送普及促進モデル事業2例目 事業開始（岐阜県）

4月1日より、多治見、土岐、瑞浪3市を運行エリアに「東濃福祉輸送共同配車センター」が業務を開始しました。運行主体は地元タクシー会社7社が福祉タクシー部門を切りして設立した新会社で、同事業は大阪の共同配車センターに次ぐ国交省の“福祉輸送普及促進モデル事業”2例目になります。